



大学入学金「二重払い」問題の課題と展望

渡部, 昭男

(Citation)

経済, 366:56-63

(Issue Date)

2026-03

(Resource Type)

article

(Version)

Accepted Manuscript

(Rights)

発行元の許可を得て登録しています。

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100505043>



入学金「二重払い」問題の課題と展望

渡部昭男(神戸大学大学院名誉客員教授／大阪信愛学院大学教授)わたなべ・あきお

前稿「大学等学費の値上げは歴史に逆行する」(本誌2025年3月号)から1年、運営費交付金削減や物価高騰で追い詰められた国立大が安易な授業料値上げ策へ逃げ込む一方で、私立大の入学金「二重(多重)払い」問題を扱ったマスコミ報道が相次いでいる。

- ・「東京新聞」TokyoWeb 2025・7・28: <社説>大学の入学金「二重払い」負担を軽く
- ・「讀賣新聞オンライン」2025・11・11: 社説 私立大の入学金 受験生も納得できる仕組みに
- ・「日本経済新聞」2025・11・18: 大学入学金「二重払い」国が私立大の実態調査 結果公表し負担軽減促す
- ・「毎日新聞」2025・11・18: 私立大、入学しない受験生から入学金355億円と試算 二重払い負担
- ・「朝日新聞デジタル」2025・11・21: (社説) 大学の入学金 二重払い 改善の道は
- ・NHK「みみより!解説」2025・12・9: 大学の入学金 “二重払い”負担軽減の動きは?
- ・「京都新聞デジタル」2025・12・21: 社説 私立大の入学金 「二重払い」軽減、国も支援を

共通のキーワードは「二重払い」「(負担)軽減/改善」である。本稿では、こうした報道の背景を探った上で、入学金「二重払い」問題の課題と展望を論ずる。

1 文部科学省等を動かした若者の活動

「入学金調査プロジェクト」

入学金調査プロジェクトとは、「入学しない大学への入学金による機会の不平等を調査するプロジェクト」のことである。

同HP(<https://nyugakukin.mystrikingly.com/>)等によると、「日本の『入学金制度』のあり方や高等教育の置かれた状況に問題意識を持つメンバーが集まり結成された緊急行動」、「入学しない大学にも入学金を払わないといけない仕組みが、高校生の進路選択を狭めてしまうことがあ

る問題を変えたい市民の有志団体」とある（メンバーは 20 代の有志）。

約 3 年間の休止を経て 2024 年 6 月 1 日に活動を再開した際に、団体名を「入学金納入時期延長を求める有志の会」から「入学金調査プロジェクト」に変更したという。その後、実態調査に向けたクラウドファンディング（2024 年 6 月）、大学への入学金二重払いに関する実態調査（2025 年 1 月）、政党アンケートとりまとめ結果公表（同 1 月）、第 1 回記者会見（2 月）、子どもの貧困対策推進議員連盟「教育格差について考えるワーキングチーム」への要望書提出（2 月）、第 2 回記者会見（4 月）、文科副大臣への要望書提出（6 月）、第 3 回記者会見（11 月）など、精力的に取り組んでいる。

まず、超党派「子どもの貧困対策推進議員連盟」の政府への「教育格差について考えるワーキングチーム提言」（2025 年 6 月 2 日）に、入学金の二重払いについて「文部科学省において現状を把握し、家庭の経済状況により進学機会に格差が生じないように、議論を進めること」との要望が盛り込まれた。

つづく文科省への要請『「入学金の二重払い」による受験機会格差解消のための要望』（2025 年 6 月 20 日）の柱は、以下の四点であった。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 入学金の納入期限延長：3 月 31 日まで延長／さらに奨学金の給付時期と整合させるため 6 月頃まで延長。② 追加合格・繰り上げ合格・補欠合格などの規制：事前にスケジュール調整をしても追加合格や補欠合格などによって二重払いが発生してしまうケースがあるため。③ 入学金について「特出し」の通知の発出：受験期の支援について文科省が入学金に関わる事項について単独で通知を発出すること。④ 入学金制度の合理性検証：金額や納入期限の設定根拠が不明瞭であり、合理性検証が必要。 |
|---|

その直後に、文科省は「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）」（2025 年 6 月 26 日、7 文科高第 491 号、各文部科学大臣所轄学校法人理事長・大学を設置する各学校設置会社の長宛）を文科省高等教育局私学部長名で発出した。

2026 年度入試に向けた検討と必要な対応に係る依頼事項は、次のようである。

1. 各大学が設定している入学料の額や納付時期等の趣旨や考え方について、学生や保護者をはじめとする社会の理解を得られるよう、積極的に説明すること。
2. 学生の経済的な負担軽減を図る観点から、入学料の額の抑制に努めること。
3. 入学しない学生の納付する入学料に係る負担軽減のための方策を講ずるよう努めること。

その際、複数大学への入学料の納付が進路選択の幅を狭めることのないよう経済的に困難な学生への特段の配慮の観点や、入学料納付後の学生の入学辞退の意思表示の時期が、大学において他の入学者選抜等により辞退者の代わりの入学者を決定することができ得る時期かどうかという観点、入学料を納付する時期を複数回設定するなどの時期の設定の観点など様々な観点も考慮することが望ましいこと。

2 2026年度入試における入学金負担

軽減の導入例

通知の翌月には、対応の早い大学が入学金負担軽減策の導入を公表している(2025年12月21日閲覧)。

(1) 3月31日までの辞退者に全額返還

【美作大学：岡山県】国公立大学に合格した辞退者について、入学金全額を返還する。

【植草学園大学：千葉県】併願型入試を対象に国公立大学に合格した辞退者について、入学金全額を返還する。

【東京純心大学：東京都】対象となる入試区分について、入学時納入金のうち入学金を含め全額返還する。後援会費については、別途後援会より返還する。

【川崎医療福祉大学：岡山県】併願入試の辞退者のうち、住民税非課税世帯の場合は入学金も全額返納する。入学辞退届の提出時に住民税非課税世帯であることを証明する書類が必要となる。

(2) 3月31日までの辞退者に事務手数料等を除いて返還

【新潟工科大学：新潟県】専願入試区分を除く入学辞退者について、入学金（事務手数料を除く〔金額は不明〕）、前期授業料、後援会費を返還する。

【新潟産業大学：新潟県】対象入試区分の入学辞退者について、入学金（事務手数料1万円を除く20万円）を含めた学納金等を返還する。

【和洋女子大学：千葉県】入学辞退届・納入金返還願の申請者に、入学し得る地位の取得のための対価及び事務手数料10万円を引いた、15万円を返還する。

【文化学園大学：東京都】入学辞退者に、入学時納入金のうちの、入学金の一部（10万円）以外を返還する。入学辞退届・入学時納入金返還申請書、他大学等の合格通知書コピーを提出する。

（３）その他：申請時期・返金（返還）制・分納制・手続き延長制など

【桃山学院大学：大阪府】併願制入試について、入学申込金の〔返金制度〕〔分納制度〕を新規導入する（返金制度：3月12日以前の入学辞退者に、春学期授業料および入学申込金の一部（18／23万円）を返金／分納制度：入学手続一次（入学申込金5万円納入：12月18日〆切）・入学手続二次（残りの18万円、春学期授業料納入：2月13日締切）に分納）。

【大東文化大学：東京都・埼玉県】併願する国公立大学（前期日程）の合格発表翌日まで、入学金を含む入学手続きの延長が可能な「国公立併願制度」が既にある。

【産業能率大学：東京都・神奈川県】2001年度より独自の「入学金返還制度」を導入運用している。具体的には、二次手続期限（3月11日）までの入学手続辞退者に、一次手続金（入学金）25万円を全額返還する（後期、未来構想方式第3日程、大学入学共通テスト利用5教科型の入試を除く）。

（４）期待される「二重払い」負担軽減トレンドの広がり

以上の導入例を整理すると、①対象入試：全ての入試＞併願型入試限定、②対象者：理由を問わず辞退者全員＞国公立大学合格者限定／国立大学併願者限定／住民税非課税世帯限定、③期日：3月31日＞国公立大学前期日程の合格発表翌日／独自設定、④方式：返還／分納／延期など、⑤返還額：入学金全額（振込手数料を除く場合を含む）＞入学金の一部、となろう。

なお一部返還の際に、返還しない事務手数料等の設定に大学間で1万円～10万円という幅のある点が興味深い。入学金の金額と納入時期の設定根拠が不明瞭と指摘されたこともあって、負担軽減の導入に際して各大学はその根拠を説明する姿勢を見せている。「3月31日までの入学辞退者に全学返還」が可能であることが示された意味は大きい。

これまでは、文科省通知にもあるように「入学料については、最高裁判所判決（大学学納金返還請求事件・最二小判平成18年11月27日）により、その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、・・・大学はその返還義務を負わない」とされ、各大学も最高裁判決を金科玉条／盾として返還を拒んできた。

しかし、今回は、①「本来、入学料の額や納付期限等の取扱いについては、各設置者において判断されるべきもの」、②「入学しない大学に納付する入学料が、学生や保護者にとって負担となっている」ことについて、国会等においても、度々、指摘されている」、③「併願が可能な総合型選抜等を実施する大学が増える等、一般選抜以前の受験機会が拡大していることをはじめ、入学者選抜の機会が多様化し、入学料を複数の大学に納付する機会が拡大している状況がある」として、私立大学に最高裁判決を超えた対応に踏み出すことを依頼するものとなっている。

さらにはQ & A形式の「通知の考え方等」を公表（2025年10月）して、対応のポイントや想定例を示している。その末尾で「令和8年度入学者選抜に向けた対応状況や対応方針等について」の調査を予告しており、「文科省は実態調査の結果を公表し、各校に対応を促す考えだ」との報道もなされている（「共同通信」2025年11月18日「私立大入学金『二重払い』を調査 負担軽減の取り組み実態、文科省」）。

来る2027年度入試では「二重払い」負担軽減がトレンドとなり、「入学金の納付期限を3月31日にする」ないし「3月31日までの入学辞退者に全額返還する」等の対応策が広がっていくことが期待されよう。

3 入学金「二重払い」問題をめぐる国会審議の特徴

（１）以前から審議されてきた入学金「二重（多重）払い」問題

国会会議録検索システム(<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>)において「入学金&二重払い」で検索すると、29件120カ所がヒットする（2025年12月23日現在）。

大学入学金の二重（多重）払い問題は1960～70年代からすでに審議に上っている（会議録の表記は院・会議名（年月日）発言者）。例えば、財政難を補う私学助成強化の必要性：衆院・予算委第一分科会（1969・2・27）文部省管理局長岩間英太郎、納入時期の先延ばし：衆院・物価問題等に関する特別委（1975・6・3）日本私立大学連盟常務理事村井資長参考人、私立学校経営の健全化促進・適正な行政指導・負担軽減：同（1975・7・3）自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四派共同による「物価安定対策の推進等に関する件について決議」、などが審議されている。

（２）入学金調査プロジェクトの調査と提起のインパクト

同様に「入学金調査プロジェクト」で検索すると、4件4カ所がヒットする。

初出は参院・予算委（2025・3・14）吉良よし子（日本共産党）、2回目が参院・本会議（3・26）吉良よし子、3回目が衆院・本会議（6・18）議長の報告：井坂信彦（立憲民主党）質問主意書、4回目が参院・文教科学委（11・20）斎藤嘉隆（立憲民主党）、である。

また、プロジェクトのメンバーの名前を出しての質疑が1件（衆院・文教科学委〔2025・3・14〕鈴木貴子〔自由民主党〕）確認できる。他に、プロジェクトとの関連は特定できない質疑が2件（衆院・予算委第四分科会〔2025・7・27〕萩原佳〔日本維新の会〕、衆院・予算委〔2025・2・6〕津村啓介〔立憲民主党〕）みられる。

このように入学金「二重払い」負担軽減は、幅広い政党の議員によって衆参両院で、本会議・予算委員会・文教科学／文教科学委員会で取り上げられ、質問主意書でも言及されている。プロジェクトが「調査」で明らかにした二重払い該当者の割合やアンケートの実例を示しながら負担軽減を求めており、そのインパクトの大きさが分かる。

なお、参院・文教科学委（2021・5・20）安江伸夫（公明党）も入学金の二重払い問題を取り扱っており、「民

間団体の調査によれば、入学しなかった大学に支払った学生の納付金の平均額として、国公立大学の入学者は約 27 万 7 千円、私立大学の入学者については 29 万 4 千円というような調査があると承知」(文科省高等教育局私学部長森晃憲)との答弁が会議録にある。

政府・文科省の態度は、「文部科学省といたしましては、調査を行うことは現時点では考えておりません」(衆院・予算委(2025.2.6)文科大臣あべ俊子)から、「入学金を払ったんだけどそれは一体何なのというようなことがないように、少なくともそういう疑念が抱かれることがないように、私自身、文科省によくお話をして、実際に把握をしたい」(参院・予算委〔2025・3・14〕総理大臣石破茂)と変わっている。

そして、参院・文教科学委(2025・11・20)では、文科省の答弁は「入学しない大学に納付する入学料が学生や保護者にとって負担となっている現状ですとか、入学者選抜の機会が多様化しまして入学料を複数の大学に納付する機会が拡大しているという状況を踏まえ・・・今年 6 月・・・初めて、入学しない学生の納付する入学料の負担軽減のための方策を講ずるよう努めることに特化しました通知を要請」、「現在・・・全私立大学を対象としたアンケートを 11 月 14 日に発出」(文科省高等教育局私学部長小林万里子)、「私立大学への協力要請を含めまして、経済的負担軽減に必要な施策に取り組むことによって、そうした経済的な事情によって子供たちの進路選択が狭まることがないように、取組を進めてまいりたい」(文科大臣松本洋平)というところに至っている。

とは言え、「大学による入学料の返還等について、法的措置を講ずることは考えていない」(2025・6・13 質問主意書への石破茂内閣答弁書)なのであって、各私立大に積極的／主体的な対応を促すレベルに留まっている。

4 入学金を廃止した韓国から学ぶべきこ

と：政策理念→実態調査→合意形成→段階的廃止→入学金不徴収規定の法整備

これに対し隣国の韓国では、国公立大学は2018年に、私立大学も数年間の段階を踏んで2023年までに大学入学金が廃止となった（年表¹）。

【政策理念】

文在寅第19代

大統領（2017年5月～22年5月）は国政運営5ヵ年計画を発表し（17年7月19日）、5大政目標の一つ「私の人生に責任を負う国」において、「国家が責任を担う保育と教育」を掲げ、その中の「幼児から大学までの教育の公共性の強化」に位置づけて、性格・徴収目的・算定根拠などが不明確な入学金賦課の廃止を政権公約とした²。

【実態調査】教育部の大学入学金実態調査（17年9月）によれば、2017年時点で入学金平均は国公立1・5万円、私立が7・7万円（授業料平均はそれぞれ年間42・1万円、73・7万円）であった。

4年制私立大学80校を対象の入学金使途実態調査（17年9月）によれば、33・4%は一般大学運営費として執行、52・0%は広報費・奨学金などであり、入学関連の執行は「14・6%水準」に留まることが判明した。

【合意形成／段階的政策実施】国公立大学総長協議会（17年8月）は2018年廃止で一致した。当初拒否した私立大学との協議を進め、全国4年制大学（17年11月）、私立専門学校（短期大学）（18年1月）についても、入学事務実費分について国が補填する形で段階的に廃止することで合意となった（18年から大学が学生に課す入学金実費を国家奨学金で支援：学生の入学金負担はゼロ）。

【法制整備：入学金不徴収規定】高等教育法第11条2項「大学の長は、学生から入学金を受け取ることができない」を新設し、入学金不徴収を明記した（19年12月改正／20年6月施行）。

日本と同様に私立大学の多い韓国においてどのように入学金をなくせたのか。韓国の入学金廃止プロセスから学ぶ

3. 高等教育の公共性の強化のための努力

ウ. 入学金廃止

- 新入生への入学金賦課 → 入学金の性格と徴収目的、算定根拠などが不明確 & 金額が大学によって千差万別
- (2017年 8月) 国公立大学総長協議会 → 私立大学は拒否



- (2017年 9月) 教育部、私立大学入学金実態調査の実施
- 4年制私立大学80校を対象に入学金使用実態調査 → 33.4%は一般大学運営費として執行 & 52.0%は広報費・奨学金など → 実際、入学に関連した執行は14.6%水準
- (2017年 11月) 全国4年制大学入学金全面廃止に合意
- (2018年 1月) 私立専門大学（短期大学）も入学金廃止が確定
- (2019年 12月) 『高等教育法』第11条第2項を新設し、学生から入学金を受け取らないよう明文化

21

べき点が多い³。国際的には極めて特異な「入学地位取得対価」という司法判断⁴に胡坐をかき、思考停止状態に陥ってきた日本の大学界は、入学金「二重払い」問題を契機に今こそ覚醒すべきであろう。国公立大⁵を含めた入学金制度の見直し、入学金使途の実態調査等による見える化など文科省の役割発揮を強く求めたい。

(1) キム・フンホ 2022：大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化（科研費による日韓／韓日対話第4回企画）スライド21、<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477958>。

(2) キム・フンホ 2019：文在寅政府2年、教育政策の変化：教育の公共性強化及び高等教育の質の向上政策を中心に（科研費による2019特別企画①）<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011677>。なお、入学金廃止公約に至るまでの学生等の運動については渡部昭男、パク・コヨンほか2023：韓国における大学登録金の負担緩和の歴史と政策－日韓／韓日対話第5回企画の成果及び日本への示唆（132頁）<https://doi.org/10.24546/0100487734>、を参照のこと。

(3) 入学金廃止を公約に掲げた政党は現時点では日本共産党のみである。入学金の根拠・使途調査（参院・予算委〔2022・6・3〕山添拓、文科大臣末松信介）の遣り取りを受けた文科省の聞取りでは「入学式の実施、入学に必要な書類の作成や取りまとめなどの事務、入学後に行われる健康診断の実施、学生証の発行などの経費」との回答がなされているが、「国立28万円・私立24万円」という高額設定の根拠不明瞭と言わざるを得ない（参院・予算委〔2025・3・14〕あべ俊子、吉良よし子）。

(4) 最高裁判決（2006・11・27）は、①今や大学が学生を選抜する主体ではなくなり半世紀前の1977年最高裁判決の「入学地位確保対価論」を前提として維持した論理構成が現代の入学者需給関係に適合しない、②大学サービス契約は「教育提供契約」が中心となりつつあり初期費用の入学金だけを「一回限りの効果完成金」と扱う合理性が低い、③国際人権A規約第13条2項に係る留保を日本政府が撤回（2012年9月）し「高等教育の漸進的無償化」が義務づけとなった、等の理由からもはや時代にマッチしていないと言えよう。

(5) 公立大の無償化を含む自治体の修学支援策については、渡部（君和田）容子・渡部昭男2024：「こども計画」に活かせる自治体総合施策221例、日本標準を参照のこと。